新宿区施設白書作成等業務委託に係るプロポーザル募集要項

１　プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

２　用語の定義

（１）区とは、新宿区をいう。

（２）参加予定者とは、「新宿区施設白書作成等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書（第１号様式）を提出した者をいう。

（３）参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

（４）事務局とは、総合政策部本庁舎対策等担当課をいう。

（５）類似業務とは、施設白書、公共施設等総合管理計画、個別施設計画等の策定・改定業務等をいう。

３　参加資格

参加予定者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすことと

する。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和７年４月４日（金））とする。

また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

（１）令和２年度以降、類似業務の実績があること。

（２）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に規定する欠格事項に該当しないこと。

（３）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること

（４）従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

（５）金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

（７）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

（８）新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（９）新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

４　参加手続き

プロポーザルの参加を希望する者は、「新宿区施設白書作成等業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第１号様式）に会社概要※を添えて、令和７年４月１７日（木）午後５時までに事務局にメールまたは区の指定するデータ転送サービスにて提出すること。なお、上記提出物の返却は行わない。

※会社概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているものでよい。

５　参加の辞退

　　プロポーザルでは、事業者の選定があるまでの間、参加を辞退することができる。辞退する場合は、「新宿区施設白書作成等業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第３号様式）を事務局へ電子メールで提出すること。

６　質疑・回答

　（１）参加予定者の質疑

　　　　参加予定者は、プロポーザルに関して質疑を行うことができる。質疑にあたっては、「新宿区施設白書作成等業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第４号様式）を以下のとおり提出する。

　　　　・提出期限：令和７年４月１４日（月）午後５時

　　　　・提出方法　電子メール

　　　　　　　メールアドレス　　honchoshataisaku@city.shinjuku.lg.jp

　（２）質疑に対する回答

　　　　回答は令和７年４月１７日（木）までに区ホームページに掲出し、公表する。

７　契約内容

（１）契約期間 契約締結の翌日から令和８年３月３１日まで

（２）委託契約上限額 　１６，５８８，０００円（税込）

（３）委託内容 別紙　新宿区施設白書作成等業務委託仕様書のとおり

８　契約予定日　　令和７年６月中旬

９　企画提案書等の作成及び提出方法

　（１）提出書類、部数等

①　企画提案書

　　【様　式】第２号様式を使用し、文字の大きさは１０．５ポイント以上とする。また、企画内容を補足する資料等の添付は自由とする。

　　【部　数】原本データ及び事業者名等を塗りつぶしたデータ※をそれぞれ

PDFファイルで１部ずつ提出する。

※選定の中立性を担保するため、原本データの他に、事業者名等（事業者名、所在地、電話番号など）を黒塗りしたデータを提出すること。

※原本データには、事業者名、所在地、代表者、あて先を記載し、あて先は「総合政策部長」とすること。

②　見積書

　　　　　本件委託に係る見積を「見積書」（第２－２号様式）により作成のうえ、提出すること。また、その内訳を添付すること（内訳の記載について様式は問わない）。

　　　　　当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は評価対象から除外する場合がある。

　　【部　数】１部

③　提出期限

令和７年４月２４日（木）午後５時

　　　　　なお、提出期限までに前２号に記載する企画提案書及び見積書の提出がない場合には、辞退したものとみなす。

　　　④　提出方法

メールまたは区の指定するデータ転送サービス

　（２）企画提案書の内容

　　　　以下の内容について、第２号様式を使用し作成すること。作成にあたっては、別紙「仕様書（案）」を参考にし、本業務の趣旨を理解した上で作成すること。また、提出者の特定が可能な内容（具体的な事業者名等）を記載しない

こと。なお、企画提案書に記載する事項は次のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 概　要 |
| ① | 業務実績 | 　令和２年度以降の他の地方公共団体からの施設白書及び公共施設等総合管理計画の策定・改訂その他類似業務の受注実績を記載する。 |
| 項　目 | 概　要 |
| ② | 事業遂行能力 | 本業務を実施するにあたっての人数、役割分担等や本業務に従事する者の資格等について記載する。 |
| ③ | 関連計画 | 今後区が公共施設等総合管理計画を改訂する際に、本業務で作成する施設白書をどのように活用することができるかを記載する。 |
| ④ | 現状認識 | 本業務を実施するにあたり、新宿区の地域特性や、区有施設の現状や課題に関して、どのように認識しているかを記載する。 |
| ⑤ | 実施手順 | 業務全体のスケジュールや、具体的な作業の順番や実施時期について記載する。 |
| ⑥ | データ分析の手法 | 区有施設の実態を把握し、課題の抽出を行うためにどのようなデータを利用し、どのような方法で分析をするかを記載する。また、区有施設の将来の更新費用や、予算不足額を試算するための方法を記載する。試算方法は、施設白書作成後も随時活用可能なものとする。延床面積データの作成方法やデータの作成イメージについて記載する。 |

１０　企画提案の評価（選定）方法

　　新宿区施設白書作成等業務委託に係る業者選定委員会が、以下のとおり選定を

行う。

　（１）第１段階評価

　　　次の①及び②の合計点を第１段階評価点とし、上位の３者（３者に満たない場合は全者）を、第２段階評価を行う事業者とする。ただし、評価点が満点の６０％に満たない場合や、各評価項目の評価で「E」がある場合は、第２段階評価を行う事業者として選定しない。なお、評価結果については、第１段階評価終了後、参加者に対して電子メール等により通知する。通知受領後ただちに、電子メール等により到達確認の連絡を事務局にすること

1. 書類評価

企画提案書の内容をもとに評価し、評価点は各委員の評価点の平均とする。

1. コストパフォーマンス評価

　　　　　①の評価点及び見積書の価格をもとにコストパフォーマンス評価点を算出する。

　（２）第２段階評価

　　　　第２段階評価を行う事業者を対象に、指定する日時及び場所において、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーション、質疑応答及び企画提案書の内容を基に各委員が評価し、各委員の評価点の平均点を第２段階評価点とする。ただし、評価点が満点の６０％に満たない場合や、各評価項目の評価で「E」がある場合は、受託候補者として選定しない。

プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、最大３名以内とし、次のとおり行う予定である。

　　　　なお、第１段階評価終了後に第２段階評価参加者に対して質疑及び要望事項を通知し、ヒアリングの際に回答を求めることがある。

　【日　時】令和７年５月２７日（火）に予定しているが、変更となる場合がある。

※実施日等は第１段階評価終了後に電子メール等により通知する。

通知受領後ただちに、電子メール等により到達確認の連絡を事務局にすること。

　（３）評価基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 評価項目 | 評価内容 |
| １ | 過去の実績（1次） | 他自治体での類似業務の実績 |
| ２ | 事業遂行能力（1次・2次） | 実施体制の妥当性 |
| ３ | 公共施設等総合管理計画との関連性（1次・2次） | 公共施設等総合管理計画の改訂を見据えた提案内容となっているか |
| ４ | 現状理解（1次・2次） | 新宿区の地域特性や、区有施設の現状に関する認識は適切か |
| ５ | 業務実施手順（1次・2次） | 業務の実施手順や手法、スケジュールは適切に設定されているか |
| ６ | データ分析方法（1次・2次） | 課題の抽出や取り得る対策の提示を行うためのデータ分析手法や、施設の将来更新費用等の試算方法が具体的に示されており、実現性・実効性があるか施設白書作成後も随時試算が可能な試算方法となっているか延床面積のデータが区で活用しやすい形となっているか。 |
| ７ | 独自の提案（1次・2次） | 民間事業者ならではのアイデアやノウハウ、実績等を活かした独自性・先進性を備え、効率的かつ効果的な提案内容となっているか |

　（４）受託候補者の選定

　　　　特別の事情がある場合を除き、見積書の金額が委託契約上限額を下回る事業者のうち、第１段階評価及び第２段階評価の合計評価点の最高得点者を受託候補者として選定する。最高点となった事業者が複数いる場合、同点１位のうち、評価項目ごとに順位付けを行い、最も多く「１位」に順位付けされた１者を受託候補者として選定する。

１１　スケジュール（予定）

　（１）公募掲載開始日　　　　　令和７年４月４日（金）

　（２）参加申請書提出期限　　　令和７年４月１７日（木）

　（３）質問書の受付期限　　　　令和７年４月１４日（月）

　（４）企画提案書等提出期限　　令和７年４月２４日（木）

　（５）第１段階評価　　　　　　令和７年５月８日（木）

　（６）第２段階評価　　　　　　令和７年５月２７日（火）

　（７）第２段階評価結果通知　　令和７年６月３日（火）

１２　留意事項

　（１）提出物の取扱い

　　　　企画提案書等の提出物については、区の所有物として区が保管、管理又は廃棄し、参加者へは返却しない。参加者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の提出物は理由の如何にかかわらず返却しない。

（２）本件プロポーザルは、業務の受託候補者を選定するため行うものであり、契約の決定は別途行う。

（３）契約にあたっては、採用された企画提案書の内容について、区は受託者と協議のうえ、変更することができるものとする。

　（４）参加経費等

　　　　プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

　（５）適正な手続きの順守

申請書類の虚偽記載の場合、無効とする。また、新宿区施設白書作成等業務委託に係る業者選定委員との接触を禁ずるものとし、違反した場合には評価対象から除外する。

（６）新宿区公契約条例（令和元年新宿区条例第２号）に定める労働環境の適正性の確認について理解し、適用対象となった場合は契約締結後に必要な書類（労働環境確認報告書等）を提出すること。

１３　各種書類の提出先及び問合せ先

　　　新宿区総合政策部本庁舎対策等担当課

　　　新宿区歌舞伎町１－４－１　新宿区役所３階

　　　TEL：０３－５２７３－４２７６

　　　メールアドレス：honchoshataisaku@city.shinjuku.lg.jp